

第3章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る手順

徳島県では、「とくしま農林漁家民宿」の開業に関し、各種法令等の弾力的運用を受ける場合において、スムーズに許可を得ることを目的に、とくしま農林漁家民宿確認要綱に定める基準を満たす施設であることの確認作業を行っています。

なお、「とくしま農林漁家民宿」を新たに開業するには、様々な法律が関係していますので、次ページ以降の図1、2を参考に各種許認可等を取得してください。

(とくしま農林漁家民宿確認要綱第3条なお書きに規定される市町村の場合は図2を参考にしてください。)

3-1 事前相談

「とくしま農林漁家民宿」の開業をお考えの方は、まずは最寄りの総合県民局又は東部農林水産局までおたずねください。

ここで、開業に向けての簡単なチェックを行います。

この段階では、「簡易自己チェックシート」を作りながら、開業が可能かどうか相談してください(事前に「簡易自己チェックシート」を作成してきていただくと時間が短縮できます。)

<相談窓口>

南部総合県民局農林水産部 農業支援・六次化推進担当

〒779-2305 美波町奥河内字弁才天17番地1

電話 0884-74-7381

西部総合県民局農林水産部 食農・企画担当

〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

電話 0883-53-2271

東部農林水産局 企画総務担当

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎

電話 088-626-8500

<できれば持参するもの>

建物(母屋、離れ等)の平面図	玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の位置を示した図面(方位と縮尺を明示。 <small>※古い住宅で平面図がない場合、設計事務所などに平面図の作成を依頼することもできます。</small>
建物の配置図	道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位と縮尺を明示、住宅地図等応用。)
建物の位置図	地域内の位置が分かるもの (方位と縮尺を明示、住宅地図等応用可。)
写真	①建物の全景 ②トイレ ③洗面所 ④浴室 ⑤台所 ⑥食堂 ⑦周辺の写真

相談の際、写真や設計図面があると便利ですが、手ぶらでも結構です。

なお、次のステップへ進むと平面図等が必要になります。

図1 通常の開業手順

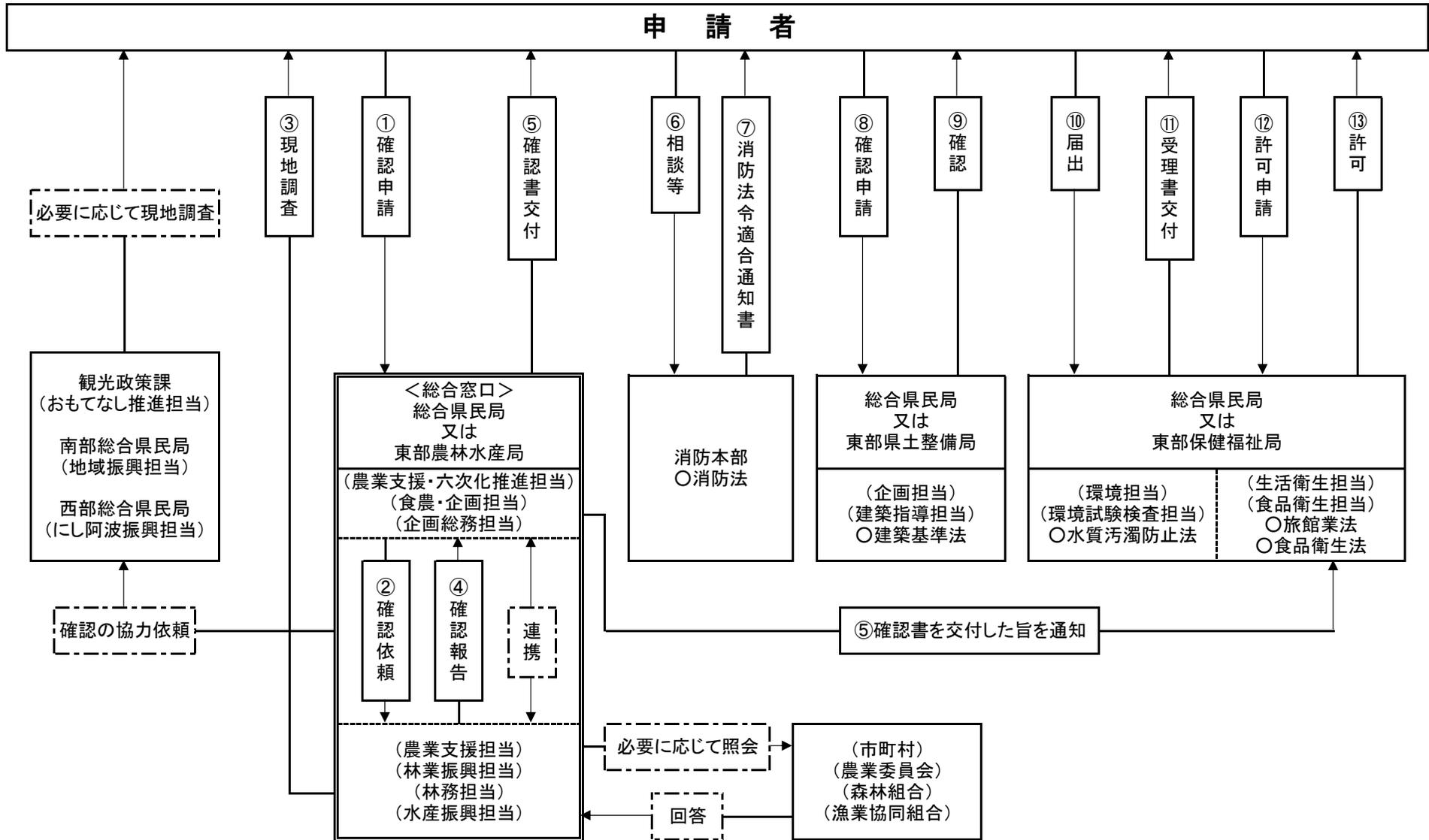
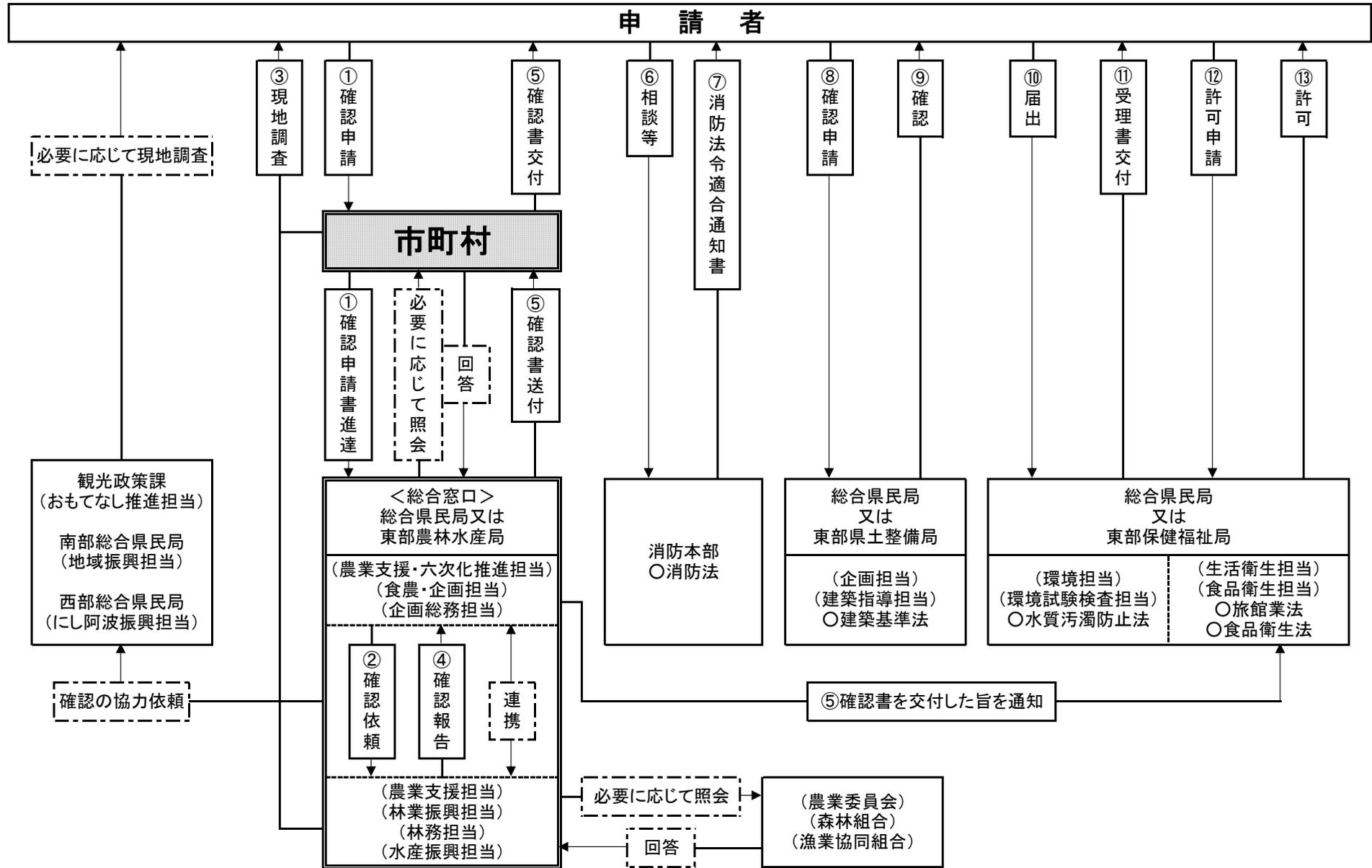


図2 とくしま農林漁家民宿確認要綱第3条なお書きに規定される市町村での開業手順



3-2 開業に向けての手續

(1) 「とくしま農林漁家民宿確認書」の交付申請

旅館業法等の特例を受ける際の証明書として、徳島県ではとくしま農林漁家民宿の開業希望者に「とくしま農林漁家民宿確認書」を交付することとしています。

なお、確認については、「とくしま農林漁家民宿確認要綱」により実施します。

① 手續

目 的	農林漁家民宿の開業を希望する農林漁家等であることの確認
必要書類等	とくしま農林漁家民宿確認申請書 (添付書類) 1 役務の提供計画 2 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」 3 農林漁家であることの証明資料 (1) 個人の場合(①～⑥のいずれか) ① 農業委員会の証明(耕作, 所得証明等) ② 土地登記簿抄本(地目が山林又は保安林) ③ 森林組合の証明 ④ 漁業組合の証明 ⑤ 税務申告書の写し ⑥ その他(農林漁家であることが確認できる書類) (2) 法人の場合(①～④すべて) ① 法人の存在(登記簿謄本及び総会資料) ② 事業内容(定款又は規約等) ③ 構成員(農林漁家の確認) ・ 出資者名簿及び出資口数 ・ 構成員の活動日数等 ④ 意志決定(農林漁家の意思が反映されること) ・ 出資割合(有限会社, 株式会社) ・ 農林漁業者の割合(農事組合法人など)
提 出 先	(阿南市, 海部郡, 那賀郡) 南部総合県民局農林水産部 農業支援・六次化推進担当 (美馬市, 三好市, 三好郡) 西部総合県民局農林水産部 食農・企画担当 (徳島市, 鳴門市, 小松島市, 吉野川市, 阿波市, 勝浦郡, 名西郡, 名東郡, 板野郡) 東部農林水産局 企画総務担当

<注意事項>

※ 非農林漁家が開業する場合、「3 農林漁家であることの証明資料」は確認申請書別紙に記載する農林漁家の証明を添付します。

※ 開業後は、とくしま農林漁家民宿確認要綱第6条に基づき、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」を年1回提出(提出先は確認申請書と同じ。)する必要があります。

(前年4月1日(開業初年は開業日)から3月31日までの状況を4月30日までに報告。)

(2) 消防法

旅館業の営業許可申請を行う際には、許可申請書に所管の消防本部が発行する「消防法令適合通知書」を添付する必要がありますが、これは旅館（民宿等）の消防用設備等の設置や防火管理者の状況が消防法令の基準に適合しているかを確認するためのものです。

なお、「とくしま農林漁家民宿」として使用する建物が、「一般住宅」又は「旅館」のどちらの扱いとなるか、次ページの緩和措置を受けられるかどうかにより必要となる設備等が異なりますので、適合通知書を交付申請する際は、事前に最寄りの消防署（相談窓口一覧参照）へ御相談ください。

① 手続

目的	「消防法令適合通知書」の取得 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業許可申請のため
必要書類等	消防法令適合通知書交付申請書（現地確認検査が実施される。）
申請先	所管の消防署（申請手数料は不要）

② 一般住宅扱いとなるかどうかの基準

表3で示すように、旅館と一般住宅では消防用設備等に大きな違いが生じます。

表3 一般住宅扱いとなるかどうかの基準

1. 民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積より小さく、かつ、民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合	2. 民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が、50㎡を超える場合
一般住宅扱い（規制対象外） ただし、住宅用火災警報器を全ての寝室（2階に寝室がある場合は2階の階段）に設置しなければなりません。	旅館扱い（規制対象） 必要となる消防用設備の例 ① 消火器（床面積150㎡以上） ② 自動火災報知設備 ③ 誘導灯 ※じゅうたん、カーテン等は防災物品とする

注）「消防法施行令施行令別表1に掲げる防火対象物の取扱いについて」より

③ 農林漁家民宿業を営む場合の緩和措置

(一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について)

平成29年3月23日付通知(消防庁予防課長)

緩和後	緩和前
<p>従来、建物全体が一般住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿をする場合、一定の要件を満たせば消防長又は消防署長の判断により、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能になりました。</p> <p><要件及び内容> 「誘導灯」及び「誘導標識」</p> <ol style="list-style-type: none">次の①又は②に該当すること。<ol style="list-style-type: none">各客室から直接外部に容易に避難できること建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること民宿等の従業員が、その利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、民宿等に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること <p>「消防機関へ通知する火災報知設備」</p> <ol style="list-style-type: none">客室が10室以下消防機関へ常時通報することができる電話が、常時、人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること)が明示されていること	<p>農林漁業体験民宿も通常の民宿と同様の消防用設備等の設置を義務づけられていました。</p>

表4 消防法上必要な設備等

区分 消防 用設備等	旅館業に該当 注該当部分のみ	規制緩和特 例該当	一般住 宅扱い
消火器具	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積150㎡以上 地階，無窓階又は3階以上の階で，床面積が50㎡以上 	/	/
屋内消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積700㎡以上 地階，無窓階又は4階以上の階で，床面積が150㎡以上 		
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 必要 		
漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 特定の材料で造られた天井や壁等を有する150㎡以上のもの 契約電力量が50 アンペアを超えるもの 		
消防機関へ通報する火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が500㎡以上のもの (消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にあるものは設置を要しない) 	設置を要しない	設置義務なし
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が20人以上のもの 	/	/
避難器具	<ul style="list-style-type: none"> 2階以上の階又は地階で，収容人員が30人以上のもの 3階以上の階のうち，当該階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で，収容人員が10人以上のもの 		
誘導灯，誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> 必要 		
防災物品の使用	<ul style="list-style-type: none"> 必要(住宅部分に必要な場合もあり) 	/	使用義務なし
防火管理者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が30人以上のもの 		選任義務なし

注1) 上記以外の要件により，消防設備等が必要となる又は必要ではなくなる場合がある。

2) 地域の火災予防条例等により，届出等が必要となる場合がある。

<参考>消防設備等解説

- 消火器具

消火器は、窒息効果及び冷却効果等を利用して火災を初期のうちに抑圧し、被害を最小限に防止することを目的としており、最も手軽に使用し得るもの。また、簡易消火器具としては、水バケツ、乾燥砂等がある。

- 屋内消火栓設備

屋内消火栓は、水源、消火栓ポンプ、配管、消火栓ボックス等からなり、火災発生時に消火栓の起動ボタンを押してポンプを起動させ、ボックス内のホースを用いて放水・消火するもの。

- 自動火災報知設備

火災の初期段階で生ずる熱、煙又は炎の発生を感知し、その信号を受信機に表示するとともに警報を発するもの。関係者に対し、火災初期における避難誘導、初期消火、消防機関への通報を促すことを目的としている。

- 漏電火災警報器

建物の漏洩電流を感知し、警報を発するもの。なお、漏洩電流は、鉄鋼入りの建材等を発熱させ、火災を発生させることがある。

- 消防機関へ通報する火災報知設備

火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより消防機関を呼び出し、蓄積音声情報等により通報するとともに、通話を行うことができるもの。

- 非常警報設備

火災を発見した際に、手動で操作することにより非常ベル（若しくはサイレン）を鳴動させ、火災を周囲に警報するもの。

- 避難器具

火災の際に建物の中にいる人が屋外へ逃げるときに使用するはしご、救助袋等の器具。

- 誘導灯、誘導標識

直接屋外に通じる出入口や避難方向を表示するもの。災害時でも最低限の明るさを確保し、安全かつ迅速に誘導することを目的としている。

- 防災物品の使用

防災物品とは、一定以上の防災性能を有する製品で、カーテンやじゅうたん等がある。また、当該製品には必ず検定品である旨のマーク（防災ラベル）が付与されている。

- 防火管理者の選任

防火管理者とは、建物において防火管理上の権限を有する者で、消防計画の作成、訓練の実施等を行う。講習を受講する必要があるほか、選任した場合には、消防署へ届け出る必要がある。

(3) 建築基準法

「とくしま農林漁家民宿」の開業に当たり、建物を新築・増築・改築・移転する場合、また、住宅の一部を民宿へ用途変更する場合（民宿部分が100㎡超の場合（建築基準法第6条1項及び別表1））は建築確認が必要です。

これまで建築基準法では、農林漁家民宿も一般の「旅館」として取り扱われ、施設基準も旅館並みの厳しいものに適合する必要がありました。しかし、一定の条件（下記参照）を満たした場合に限り、旅館とみなさず、住宅レベルの基準に適合すればよいことになりました。

また、浄化槽においても、建築基準法上の「旅館」に該当しない場合は、住宅用途面積による算定のみとなります。

「旅館業営業許可」を申請する前に、建築確認申請の必要性等について最寄りの建築基準法担当部署（相談窓口一覧参照）へ御相談ください。

注）100㎡：客室、押入等及び共用部分（玄関、廊下、風呂、トイレ）の面積合計

① 手続

ア. 事前相談

「旅館業営業許可」を申請する前に、最寄りの建築基準法担当部署（相談窓口一覧参照）に、国の規制緩和の要件に該当するか相談してください。

建築確認が不要な場合でも、避難上支障がないかどうか、図面等により確認する必要がありますので、事前相談の段階で十分に相談してください。

イ. 建築確認申請が必要となる場合

事前相談の結果、建築確認が必要となった方は、建築確認申請を行い、「旅館業許可」の申請の際に、「検査済証」を添付する必要があります。

注）昭和56年に建築基準法の改正があり、そのときに耐震基準についての規定が変更されました。そのため、昭和56年以前に建築された建物の場合、現行の建築基準を満たしていない場合がありますので、宿泊客に安全に利用していただくためにも、耐震診断、耐震改修をおすすめします。

② 農林漁家民宿の規制緩和措置

（農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言））

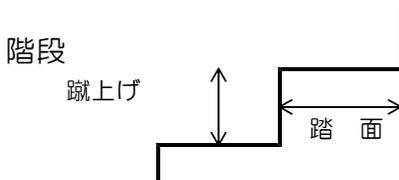
平成17年1月17日付通知（国土交通省住宅局建築指導課長）

緩和後	緩和前
<p>○次の要件を満たせば、住宅レベルの基準に適合すればよい。</p> <ul style="list-style-type: none">① 農林漁業者が経営すること② 農山漁村余暇法に規定する農林漁業体験民宿業であること③ 住宅の一部を農林漁家民宿業として利用すること④ 客室の床面積の合計が33㎡未満であること⑤ 各客室から直接外部に容易に避難できる等、避難上支障がないと認められること	<p>○農林漁家民宿（簡易宿泊所）は、建築基準法上「旅館」に該当するため、住宅を農林漁家民宿として利用する場合も旅館並みの防火・避難設備などが義務づけられていました。</p>

注）客室の床面積の合計が33㎡以上となった場合には、確認申請の要否にかかわらず、旅館の基準を満たす必要があります。

③ 旅館となった場合の基準

②の要件を満たさない場合は、建築基準法上の「旅館」として各種基準（下記参照）に適合する必要があります。

区 分	建築基準法上の措置基準
建築確認	用途変更により民宿部分が100㎡を超える場合に必要となります。
階段 (施行令第23条)	幅75cm以上，蹴上22cm以下，踏面21cm以上 (住宅の場合：蹴上23cm以下，踏面15cm以上) <div style="text-align: center;">  <p>階段 蹴上げ</p> <p>踏面</p> </div>
防火上主要な 間仕切壁 (施行令第114条第2項)	旅館用途部分については，防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし，小屋裏又は天井裏に達している必要があります。 (住宅の場合は防火上主要な間仕切壁は適用されません。)
非常用の照明装置 (施行令第126条の4)	居室，階段，通路等に非常用の照明装置の設置が必要となります。(住宅の場合は非常用の照明装置は適用されません)
換気に必要な開口 (法第28条第2項)	衛生確保のため換気に必要な開口は，床面積の1 / 20以上が必要となります。

注) 住宅の一部を建築基準法上の「旅館」へ用途変更する場合の一般的な基準です(一部を抜粋)

④ 浄化槽

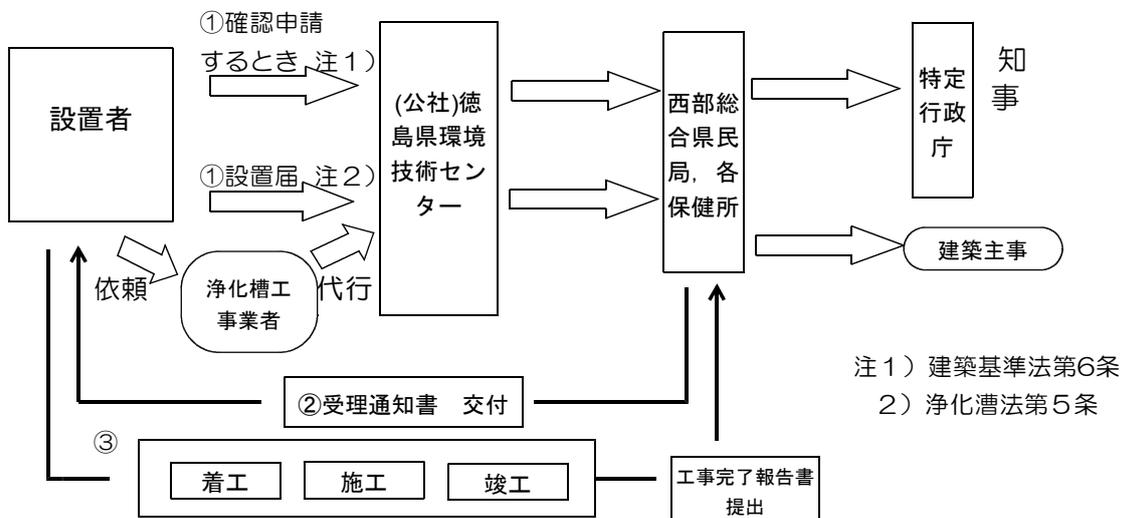
建築基準法上の「旅館」に該当しない場合は、住宅用途面積による算定のみとなります。

区 分	し尿浄化槽の処理人槽算定基準	図 示
1 住宅の一部を民宿として利用し、小規模（客室延床面積33㎡未満）で避難上支障がないと認められた場合	一般住宅扱いとなり、建築基準法上の「旅館」としては扱われません。 注1）住宅用途面積による算定となります。 住宅用途面積が130㎡以下の場合 5（人） 住宅用途面積が130㎡超の場合 7（人）	住宅 民宿 浄化槽
2 住宅と民宿が別棟であるが、1つの浄化槽を共用する場合 ※JIS 基準（JISA3302）による	住宅用途面積が130㎡以下の場合 →処理人槽＝民宿の定員（人）＋5（人）	住宅 浄化槽 共用
	住宅用途面積が130㎡超の場合 →処理人槽＝民宿の定員（人）＋7（人）	民宿
3 民宿専用で浄化槽を用いる場合 ※JIS 基準（JISA3302）による	処理人槽＝民宿の定員（人）	民宿 浄化槽 民宿専用

- 注1）住宅用途面積は、住宅として使用しているすべての面積（2階がある場合は1階面積＋2階面積）
 2）平成13年4月1日以降合併処理浄化槽の設置が義務づけられておりますが、平成13年3月31日以前に設置された単独処理浄化槽については、生活雑排水が未処理で公共用水域へ流されることとなりますので、水環境保全の観点から合併処理浄化槽への転換をおすすめします。

用途変更等により既存の浄化槽では処理が不可能となる場合等は、浄化槽の入替が必要となることがあります。

なお、浄化槽を新設する際は、設置等の手続きが必要になります。（以下図参照）



※詳しくは建築基準法担当部署又は西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）環境担当，（徳島，吉野川，阿南）保健所へ御相談ください。

<参考>

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）

（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

第百十四条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

- 2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舍又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

第百二十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。

- 五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舍の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの

(4) 水質汚濁防止法

「とくしま農林漁家民宿」を開業する場合、既存の施設を使う場合であっても、水質汚濁防止法に基づき、「特定施設設置届出書」を提出する必要があります。民宿を行う場合、厨房施設、洗濯施設、入浴施設が特定施設となります。

添付書類とともに「特定施設設置届出書」を環境担当部署（相談窓口一覧参照）に提出してください。なお、記載等において不明な点がある場合は、環境担当部署へ御相談ください。

① 手続

目 的	水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出
必要書類等	特定施設設置（使用・変更）届出書
提 出 先	環境担当部署（相談窓口一覧参照）

注）事前に届け出る必要があります。

なお、公共下水道に接続し、雨水も含めてすべて接続している（公共用水域への排水ゼロ）場合は、届出は不要です。

<参考>

水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号）

（特定施設等の設置の届出）

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の設備
- 六 特定施設の使用の方法
- 七 汚水等の処理の方法
- 八 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- 九 その他環境省令で定める事項

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号）

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項 の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一（第一条関係）

（ 略 ）

六十六の三 旅館業（旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗濯施設
- ハ 入浴施設

(5) 旅館業法

「とくしま農林漁家民宿」を開業する場合は、旅館業法第3条による「旅館業営業許可」を取得する必要があります。民宿は主に簡易宿所営業に分類されますが、客室延床面積33㎡未満でも開業できるよう全国的な緩和措置が講じられています。

① 手続

目 的	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による旅館業営業許可の取得 旅館業法施行条例（昭和57年3月25日）徳島県条例第12号 旅館業法施行細則（昭和57年5月13日）徳島県規則第35号
必要書類等	旅館業許可申請書 （添付書類） 1 営業施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図 2 施設の設置場所の周辺おおむね200mの区域内の見取図 （おおむね100mの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合は、その施設との距離を明示すること。） 3 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 （設立の登記を必要とする法人に限る。）
申 請 先	旅館業法，食品衛生法担当部署（相談窓口一覧参照）

② 農林漁業者が農林漁家民宿業を営む場合の緩和措置

（「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について）

平成15年3月25日付通知（厚生労働省健康局長）

緩 和 後	緩 和 前
農林漁業者が農林漁家民宿業を営む場合、客室延床面積が33㎡未満でも営業許可を得ることが可能になりました。	簡易宿所営業を営む場合、33㎡以上の客室面積が必要です。（通知当時） 平成28年4月1日以降は、定員が10人未満の場合、定員×3.3㎡以上の客室面積でも許可を得ることが可能です。

☆徳島県独自の運用

緩 和 後	緩 和 前
①便所及び洗面設備は適当な数を設ける。 ②便所・洗面設備・浴室は従事者（家族を含む）の使用も可能。 ③便所手洗い設備と洗面設備は兼用可能。	①宿泊客5人につき、専用の各1器の便所及び洗面設備を設ける。 ②宿泊客専用の便所・洗面設備・浴室が必要。 ③便所手洗い設備とは、別に洗面設備を設ける。

<参考>

旅館業法

第四条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

旅館業法施行令	旅館業法施行条例
<p>第一条</p> <p>3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。（※）</p> <p>二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。</p> <p>三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること</p> <p>六 適当な数の便所を有すること。</p> <p>七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p> <p>（※）農林漁業体験民宿業は、この基準は適用しない。 （旅館業法施行規則第5条第2項）</p>	<p>（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第十一条</p> <p>政令第一条第三項第七号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（イにおいて「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次の要件を満たす施設については、この限りではない。</p> <p>イ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>□ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p> <p>二 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>イ 第九条第二号に該当するものであること。</p> <p>□ 多数人で共用しない客室が設けられている場合には、当該客室の床面積の合計は、全ての客室の床面積の合計の二分の一未満であること。</p> <p>三 入浴設備を必要とする営業の施設にあっては、前条第二号イからハまでの要件を満たす浴室が設けられていること。</p> <p>四 洗面設備は、第九条第四号に該当する共同用のものが設けられていること。</p> <p>五 便所は、第九条第五号に該当する共同用のものが設けられていること。</p> <p>六 証明の設備は、第九条第六号に該当するものであること。</p>

<参考>旅館業法，消防法及び建築基準法上の面積の考え方

区分		考 え 方
旅館業法	(簡易宿所) 客室の延床面積 33㎡未満	客室の面積 押入，床の間，簡単に移動できないタンス等の面積は除く
消防法	(施行令別表1) 50㎡以下	旅館用途部分の床面積 客室(部屋の面積，押入，床の間等を含む。) + (共用部分(台所，トイレ，風呂，廊下，玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積)
建築基準法	(第6条1項及び別表1) 100㎡超	旅館用途部分の床面積 客室(部屋の面積，押入，床の間等を含む。) + 共用部分(台所，トイレ，風呂，廊下，玄関等)の面積 (按分しない)
	(技術的助言) 客室の床面積 33㎡未満	客室の面積 通常足を踏み入れない，押入，床の間の面積は除く。

注)H17.1.17付け国住指第2496号 農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)

農林漁家民宿として使用する客室の床面積の計算(モデルケース)



- ① …専ら宿泊客のために利用される部分の面積(床の間，押入を含む。)
- ② …宿泊客のほか，住人も利用する共用部分の面積(玄関，廊下，トイレ，台所等)
- ③ …専ら住人が利用する部分の面積

※ とくしま農林漁家民宿の客室の床面積

$$\text{①} - (\text{床の間} + \text{押入}) < 33\text{㎡} \dots\dots (\text{技術的助言の考えに準じる})$$

※ 消防法における一般住宅扱いの基準

$$\text{①} + (\text{②} \times \text{①} / (\text{①} + \text{③})) \leq 50\text{㎡} \dots\dots (\text{消防法施行令施行令別表1})$$

※ 建築基準法の建築確認の判断

$$\text{①} + \text{②} \leq 100\text{㎡} \dots\dots (\text{法第6条1項及び別表1})$$

(6) 食品衛生法

「とくしま農林漁家民宿」で食事を提供する場合は、食品衛生法第52条の規定により、「飲食店営業許可」を取得する必要があります。素泊まり式、自炊式、郷土料理等体験式の場合は、「飲食店営業許可」は必要ありません。

「飲食店営業許可」が必要か否かの判断は、事前相談の段階で必ず保健所と相談の上で判断してください。なお、「とくしま農林漁家民宿」の場合は、徳島県独自の緩和措置があります。

① 手続

目 的	食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条に基づく飲食店営業許可の取得
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業許可申請書 2 食品衛生責任者設置届 徳島県食品衛生法施行条例第二条（管理運営基準）別表第一の第一の七の3のいずれかに該当することを証する書面を添付すること 3 営業施設の大要（施設の平面図） 4 施設付近の地図 5 飲用に適する水であることを証する書類（井戸水等の場合） 6 申請手数料（徳島県収入証紙として） 飲食店営業 16,000円 7 申請者である個人又は法人の確認ができるもの（添付の必要はありません） 個人の場合：運転免許証，保険証等 法人の場合：定款，登記事項証明書（写し）
申 請 先	旅館業法，食品衛生法担当部署（相談窓口一覧参照）

② 農林漁業者が農林漁家民宿業を営む場合の徳島県独自の緩和措置

（農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて）

平成17年7月21日付通知（厚生労働省医薬食品局食品安全全部監視安全課長この通知を受けて、徳島県では次のとおり独自の緩和措置を講じております。

（食品衛生法施行条例（平成12年徳島県条例第27号）第3条に基づく措置）

緩 和 後	緩 和 前
<ol style="list-style-type: none"> ① 調理施設において従事者（家族を含む）の食事をすることも可能。 ② 客室と調理場との区画は必要としない。 ③ 流水式洗浄設備は1槽でも可能。 ④ 洗面設備があれば、客の手洗い用及び便所手洗い設備は必要としない。 ⑤ 調理場の床・内壁の材質は、清掃しやすい構造であれば材質を問わない。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 調理施設は、営業専用のものとする。 ② 客室と区画された調理場であること。 ③ 飲食店営業(民宿)では流水式洗浄設備が2槽以上必要。 ④ 客の手洗い用，便所手洗い設備がそれぞれ必要。 ⑤ 調理場の床・内壁の材質は不浸透性材料等であること。

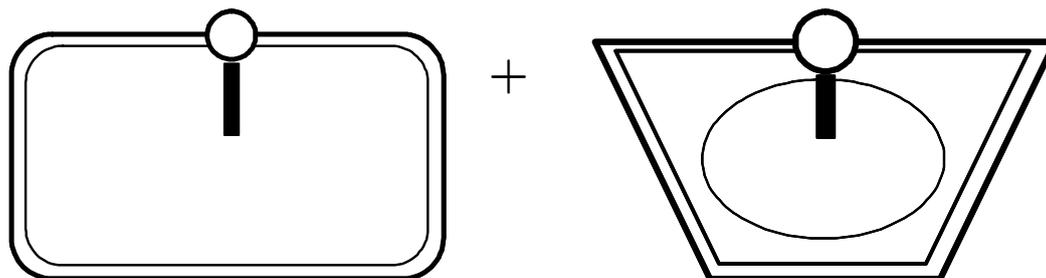
<参考>

流水式洗浄設備とは、食材及び食器・器具類の洗浄に使用するための設備であり、手洗い設備とは異なります。食品衛生の基本である手洗いを行うための手洗い設備との兼用はできませんので、流水式洗浄設備と手洗い設備はそれぞれ設置する必要があります。

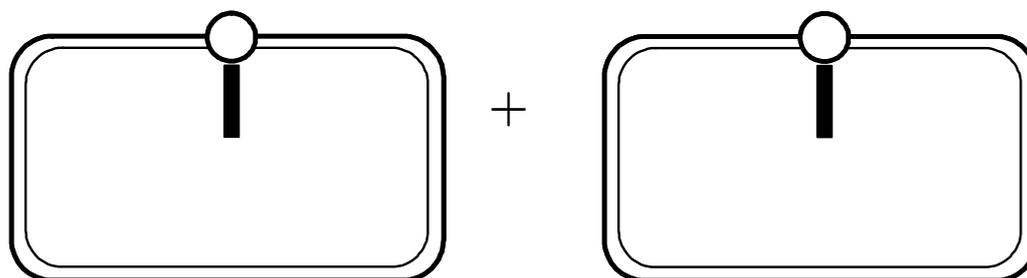
下に示す設備例①、②は共に、農林漁家民宿確認要綱に基づく飲食店営業の設備基準を満たす設備です。設備例②では、どちらか1槽を手洗い設備とみなします。

設備例③は、2槽式シンクであっても、蛇口が1個しかないため、2槽式とは認められません。シンク1槽につき、1個の蛇口が必要になります。

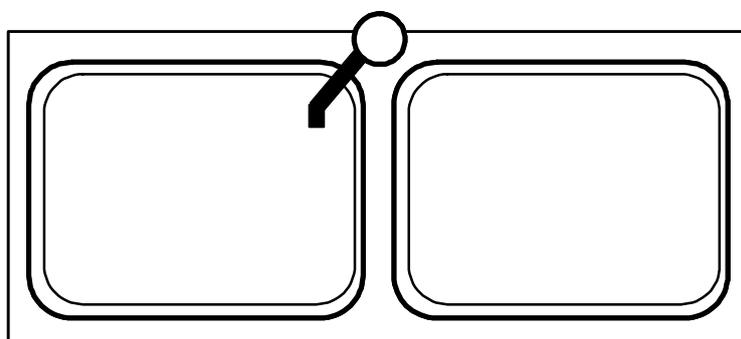
(設備例①) 洗浄設備+手洗い設備・・・設備基準を満たす



(設備例②) 洗浄設備+洗浄設備・・・設備基準を満たす



(設備例③) 2槽式シンク（首振り蛇口）・・・設備基準を満たさない



<参考>

徳島県食品衛生法施行条例（平成十二年三月二十八日 徳島県条例第二十七号）
（管理運営基準）

第二条 法第五十条第二項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる営業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 次号に掲げる営業者以外の営業者 別表第一に定める基準
- 二 （略）

別表第一（第二条関係）

第一 食品取扱施設等における衛生管理

七 食品衛生責任者

- 1 営業者（法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。2を除き、以下8までにおいて同じ。）は、施設又は部門ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を食品取扱者のうちから選任すること。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となる一の施設又は部門については、この限りでない。
- 2 1にかかわらず、同一の建物において二以上の施設を設けているときは、食品衛生責任者は、当該二以上の施設を通じて一人とすることができること。
- 3 営業者は、次のいずれかに該当する者のうちから、食品衛生責任者を選任するように努めること。
 - （一）栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士又は法第四十八条第六項各号に掲げる者
 - （二）知事が実施し、若しくは指定する食品衛生責任者のための講習会（以下「食品衛生責任者養成講習会」という。）又は知事がこれと同等以上と認める講習会の受講修了者
- 4 営業者は、食品衛生責任者として選任した者が3の（一）若しくは（二）のいずれにも該当しないとき、又は自ら食品衛生責任者となった場合において自らが3の（一）若しくは（二）のいずれにも該当しないときは、速やかに、食品衛生責任者養成講習会に、当該食品衛生責任者として選任した者を出席させ、又は自ら出席するように努めること。
- 5 営業者は、施設の見やすい箇所に食品衛生責任者の氏名を記載した名札を掲示しておくこと。
- 6 食品衛生責任者は、営業者の指示を受けて、その担当する施設の維持管理その他当該施設に関する食品衛生上の管理運営に当たること。
- 7 食品衛生責任者は、その担当する施設に関して、食品衛生上の不備事項又は不適事項を発見したときは、営業者に対してその改善を進言すること。
- 8 営業者は、食品衛生責任者の食品衛生管理運営上の進言があったときは、速やかに、当該進言に係る不備事項又は不適事項について改善すること。

(7) その他の関係法令等

① 自然公園法，徳島県立自然公園条例，徳島県自然環境保全条例

自然公園区域及び自然環境保全地域において，次のような行為を行おうとする場合は，許可又は届出が必要になります。

詳しくは，環境首都課（電話088-621-2330）へお問い合わせください。

- ア 建物の新築，増改築
- イ 広告物の掲示，設置，表示
- ウ 木竹の伐採 など

自然公園等一覧表

公園名	特別保護地区	特別地域	普通地域	関係市町村
瀬戸内海国立公園		○	○	鳴門市
剣山国定公園		○	○	那賀町，つるぎ町，美馬市，三好市，東みよし町
室戸阿南海岸国定公園	○	○	○	阿南市，美波町，牟岐町，海陽町
阿波大島海中公園地区	○			牟岐町
阿波竹ヶ島海中公園地区	○			海洋町
箬蔵県立自然公園			○	三好市，東みよし町
土柱高越 //		○	○	阿波市，吉野川市，美馬市
大麻山 //			○	鳴門市
東山溪 //		○	○	徳島市，阿南市，勝浦町，佐那河内村，那賀町
中部山溪 //		○	○	上勝町，那賀町，海陽町，神山町
奥宮川内谷 //			○	阿波市
地域名		特別地区	普通地区	関係市町村
高丸山県自然環境保全地域		○	○	上勝町
野鹿池山県自然環境保全地域		○	○	三好市

特別保護地区……許可

特別地域……許可
特別地区

普通地域……届出
普通地区

② 都市計画法

特に市街化調整区域に指定されている地域では，原則，農林漁家民宿を開業することはできません。（建築基準法上の住宅扱いとなるものは除く。要件は（3）建築基準法を参照。）

詳しくは，県の（建築基準法）相談窓口，徳島市都市計画課（088-621-5265）にお問い合わせください。

③ 農振法，農地法

農林漁家民宿の開業に当たり，農地の権利を取得する場合や農地を農地以外のものに転用する場合には，農地法に基づく農地転用許可が必要になります。

また，農業振興地域の農用地区域（一般に「青地」と呼ばれる区域）内において開発行為を行う場合には，開発許可等の手続が必要になります。

詳しくは，市町村の農業委員会にお問い合わせください。

④ 森林法

農林漁家民宿の開業に当たり、山林（保安林を除く）の立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長への届出が必要です。詳しくは市町村にお問い合わせください。

また、保安林に指定されている土地については、制限を受けることがあるため、県森林整備課（電話088-621-2450）又は総合県民局（又は東部農林水産局）の林業振興担当にお問い合わせください。

⑤ 景観法

農林漁家民宿を営む場所によって、制限を受けることがあります。

詳しくは、県都市計画課（電話088-621-2566）、市町村（上勝町、那賀町、美馬市、三好市、徳島市）にお問い合わせください。

⑥ 徳島県屋外広告物条例

農林漁家民宿の開業に当たり、自家用公告物や案内誘導看板の設置については、許可が必要な地域や広告の大きさにより許可が必要な場合があります。

詳しくは、県都市計画課（電話088-621-2565）にお問い合わせください。